



南大隅町

みんなの議会



11月23日に開催された「南大隅ふるさと祭り」の様子。

南大隅高校書道部による書道パフォーマンスや恒例になっているカンパチのつかみ取り、ステージでは三木慶子歌謡ショーなどで大いに盛り上がりました。

8月会議・9月会議・10月会議・11月会議

8月・9月会議の主な議決内容	P02～P03
3議員が一般質問	P04～P09
10月・11月会議の議決内容	P09
その他	P10

第34号

平成25年
11月号

8 月会議の議決内容

契 約

▼佐多地区スクールバス購入契約の締結について

【契約内容】

1. 目的 佐多地区スクールバス購入
(25人乗り 2台)
2. 方法 指名競争入札
3. 金額 ￥10,019,100 -
4. 相手 (有)浪瀬自動車整備工場

予 算

▼一般会計補正予算(第5号)の承認について

- 補 正 額 4,559 千円
 - 補正後の総額 5,850,360 千円
- ※バレイショのそうか病対策として野菜振興対策事業補助金、雄川の滝へ通じる町道川内線の仮設信号機借上料を計上したものです。

～ 9 月会議の主な議決内容 ～

9 月会議は、本庁議事堂にて 10 日から 24 日まで 15 日間の審議期間で開催されました。平成 25 年度一般会計補正予算(第 6 号)など議案 10 件・陳情 2 件・報告 2 件・認定 8 件、諮問 1 件、発議 3 件について審議され、認定 8 件(平成 24 年度会計歳入歳出決算)については決算審査特別委員会に付託し、その他の議案等については原案どおり可決されました。

平成 25 年度 補正予算

会計区分	補正額	補正後の総額	主な補正内容
一般会計 (補正第 6 号)	93,012 千円	5,943,372 千円	・強い農業づくり交付金事業、ふるさとの森再生事業、生活支援バス導入事業等
国保特会 (補正第 2 号)	104,424 千円	1,537,878 千円	・高額療養費、基金積立金等
簡易水道特会 (補正第 2 号)	△ 2,144 千円	287,303 千円	・人件費の減額
診療所特会 (補正第 2 号)	4,949 千円	83,831 千円	・画像診断システム購入等、人件費の減額
介護保険特会 (保険事業勘定) (補正第 1 号)	1,604 千円	1,208,697 千円	・過年度精算による支払基金、国県補助金の返納金等

条例関係

▼税条例の一部改正について

地方税法の一部改正等に伴い南大隅町税条例の一部を改正するものです。

▼国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法の一部改正等に伴い南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

▼町民憩の家条例を廃止する条例制定について

老朽化による施設の解体に伴い条例の廃止をするものです。

その他

▼辺地総合整備計画の策定について

郡辺地及び大中尾辺地総合整備計画の策定について議決するものです。

▼辺地総合整備計画の変更について

辺塚辺地総合整備計画について、1 年延長して 26 年度までとし、中島橋改修事業を追加するものです。

報 告

▼平成 24 年度健全化判断比率について

▼平成 24 年度資金不足比率について

いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、報告されたものです。
・実質公債費比率 11・2
※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、資金不足比率については計上なし。

諮 問

▼人権擁護委員の推薦につき意見を求める件について

松永裕子氏（根占川北）を再任するため、適任者として決定しました。

認 定

▼平成 24 年度各会計歳入歳出決算について

平成 24 年度一般会計及び 7 特別会計について「決算審査特別委員会」へ付託され、閉会中の継続審査としました。

委員長 水谷 俊一
副委員長 井之上 一弘
委員 8 名

発 議

▼「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について

二酸化炭素吸収源対策を推進するため、税収の一定割合を市町村に譲与する制度の創設を求めるものです。

▼「少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関する意見書」の提出について

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要であり、2014 年度政府予算において必要な措置が講じられるよう要望するものです。

▼「道州制導入に断固反対する意見書」の提出について

道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの法案となっており、住民自治が衰退してしまうことは明らかです。よって、道州制導入について、全国町村議会議長会の趣旨に賛同し、断固反対するものです。

※以上、発議 3 件については政府関係機関へ意見書を提出しました。

みなさんからの 陳情・請願 処理状況

『電力自由化に関する陳情』

【陳情者】愛知県名古屋市長
(株)エネリンク

(※本件は文書配布としました。)

『森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情』

【陳情者】新潟県村上市
全国森林環境税創設推進議員連盟
会長 板垣 一徳 氏
【付託先】総務民生委員会
(※審査結果 採択)

『上之原台地の畜産農家への町水道使用許可のお願い』

【陳情者】南大隅町佐多郡 稲留 正信 氏 外 6 名
【付託先】教育産業委員会
(※本件は付託された委員会により、休会中の継続審査となりましたが、10 月会議において採択と決定しました。)

『少人数学級の推進などの定数改善と、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための 2014 年度政府予算に係る陳情書』

【陳情者】鹿屋市打馬 鹿兒島県教職員組合大隅支部
南大隅地域協議会
議長 湯地 勝弘 氏
【付託先】教育産業委員会
(※審査結果 採択)

3 名の議員が登壇 !!

(町政を問う!)

一般質問



松元勇治 議員

婚活支援の取り組みについて（未婚の男女の結婚活動）

【問①】最近、男女独身交流イベントが自治体間やテレビ番組などで行われていることを多く見受けられるが、本町ではどのようなことが考えられるか。

【町長】婚活事業につきましては、広域的に取り組むため本年度から企画振興課に一元化しました。

現在、肝属郡内における 4 町連絡会として連携し取り組むこととしています。今後、連携に努めながら、商工会青年部と若い農業者グループが手を組み実施しています。婚活事業を、漁業者など他

の異業種も取り込み支援したいと考えています。

【問②】佐多岬マラソンで行われる婚活イベントは今年で 3 回目となるが、これまでの成果、反省点、これからの計画を伺う。

【町長】佐多岬マラソン＆サートイーワンウオークにおいて、平成 23 年度から佐多岬マラソン実行委員会において実施しています。24 年度には 4 組のカップルが成立し、司会にタレントを起用したことなどが成果につながったと考えます。

25 年度は企画振興課へ一元化してありますが、少子化対策、若い農業者支援対策、佐多岬マラソンなど、課を超えた連携事業として取り組みたいと考えています。

【松元】地域の子どもたちが減少していることは、「結婚Ⅱ子ども」というもので、婚活に関して力不足を感じている。

佐多岬マラソンにおいて、ある程度の経費をかけて実施しているが、その効果、成果が必要と考える。

昨年度は 4 組のカップル成立があったようだが、その後のフォローに関しては、担当課は逐次確認はされていたのか。

【教育振興課長】その後の追跡調査等は行っていない現状です。

【松元】話を聞いたところ、その 4 組のカップルは残念ながら結婚までは至らなかったようである。

今後、町の対応として例えば住宅の優遇措置等、「この事業で結婚まですると、このような特典がある」など、より魅力ある事業にしたい。

【問③】県の婚活事業の中で、世話やきキューピッド事業というのがあるが、本町での取り組みは考えられないか。

【町長】この事業は、地域女性団体連絡協議会から推薦された方が県において研修を受講し、その方がボランティアにて縁結びを行う事業となっています。県内で 246 名の登録がありますが、本町では現在のところ登録がございません。

【松元】婚活事業の一元化のもと、このような事業にもいち早く検討、対応していただきたい。

県の調査によると、20代、30代の独身の方の独身理由が「適当な相手とまだめぐり合わない」と回答している。仕事柄、同年代の異性と出会う機会の少ない方など、様々な場に参加させ、出会いの場を提供するなど力を入れていきたい。キューピッド事業について女性団体に呼び掛けるといったことは町では考えられないか。

【企画振興課長】今後、岬マラソンなど婚活事業について、次の段階まで進めること

ができるような取り組みをできないか検討していきたいと考えます。

【町長】この事業に限らず、世話役さん等、非常に良い事業だと感じていますので、今後検討していきたいと考えます。そういう方々を育成していくことも今後の課題と考えられています。

【問④】結婚資金を無利子で借りる制度はできないか。

【町長】婚活イベントや新婚世帯等にアンケートを実施し、その必要性を含め制度創設について検討していきたいと考えますが、結婚後、生活の基盤が確立されていなければ借り入れた資金返済が滞ることも考えられるので、相談窓口の創設も併せて検討したいと考えます。

【松元】結婚する際に資金が足りない場合など、基金から貸す制度の創設で、例えば、現在、子育て支援特別手当・

出生祝い金制度があります。が、出生した際に結婚資金の返済と手当金の相殺をするなどの条件を出しながらできないものか。

今、子どもが増えなければ町の基盤が崩れてしまう。この町をみんな愛しているし、この町に生まれ、育ち、生きてよかったと思い、また、この町に恩返ししようという教育の中で、ぜひ人口を増やす策に努力していただきたい。

【町長】人口減少に歯止めをかけるためには、まず安定した職業、職種等を構築させ、その中で婚活が活かされまです。出会いの場を企画し、過去の反省点を検証し、より成立しやすい企画を作り上げたいと考えます。

現在、子どもの出生の増加を図るための子育て支援、医療費免除など充実してきているのではと考えますが、根幹を成す夫婦世帯の増加を図る事業としては、少し手薄であったところもありますの

で、今後、全般的に婚活事業としての検討を重ねたいと考えます。

青年団組織への支援策について

【問①】青年団の現状は、どのように考えられるか。

【教育長】現在、男性15名、女性9名の計24名で構成されており、青年団独自事業や町主催のイベント補助等を行っています。団員の減少や人材不足等の課題克服のため、他地区との交流を図り、町内の全域で活動ができるよう組織作りに取り組んでいます。ですので、教育委員会としても青年団活動の支援策を推進していきます。

【松元】過去には、多数の団員が集まっていた時代があったが、その時代も変わり厳しい環境にあると考える。それでも、他の地区との交流などにより、若い世代の切実なそ

れぞれの問題を解決しながら活動していただきたい。行政ができること、地域住民ができることなど、年間を通じて青年団活動に協力体制、アドバイスをすることが必要ではないか。

【教育長】青年層の時間帯の変化や不一致等により、組織の衰退が懸念されますが、時間帯を広げ、場所を広げ、地域を広げるなど方向性を見出し、支援策に努めていきたいと考えます。町内20代の5%という団員数ですので、組織を充実させ、婚活事業まで持っていけるような団体にしていければと思いますので、今後、支援策等を検討していきたいと考えます。



「青年団活動の様子」

【問②】青年の集える施設や町主催のイベントは、考えられないか。

【教育長】施設面では、既存の地区公民館や集会施設等を十分に活用し、若者が集い、語り合える環境作りを進めるよう検討していきます。

また、イベントについては青年団との連携を図り、若者が楽しみながら交流を図ることのできるイベントを検討したいと考えています。

【松元】昔は役場内に青年室というフリーに活用できる集いの場所があったが、今の若い世代の方々が集える場所というものが漠然としてわからない。旧農業改良普及所等の一室を活用することはできないのか。

【町長】確かに若い世代の集える場が必要であると認識しています。現団員の方々に話を聞きますと、団員の減少により、活動がやりにくい状況であるとのこと。しかし、

近隣町の状況を見ますと、集える場がある町は団活動も活発に動くようです。今後、青年団等とも協議し、既存施設の改良等により設けることができないか検討いたします。

【松元】若者に目を向けた町の考え方を若者に語り、この町に住むことでのメリット、優遇により、若い世代の方々が帰ってくる、入ってくる環境を検討していただきたい。

【町長】施設については今後検討させていただきます。また、今後、高齢化が進み、過疎化が進む中で、若い世代に帰ってきていただき、人口減少に歯止めをかけ、平均年齢を引き下げること、自治会の運営、地域の活性化につなげていかなければなりません。そのような若い世代にいかにより優遇してこの地域に帰っていただくか今後検討していきます。

【松元】人口の歯止めは難しい問題ではあるが、いつかは上がっていくという思いを持

ち、ここを「底」として、無為無策なく先に進むよう、人口増加のひとつとして「結婚Ⅱ子どもの増加」も位置づけされたい。今後この町の人口は急減していく。そのためにも今しなければいけない。



大内田憲治 議員

台地地域への公衆用トイレの設置について

【問①】台地の地域に公衆用トイレの設置はできないか。

【町長】現在、台地地域ではパノラマパーク西原台、野尻野公園、自転車競技場、さたでいランドの4か所利用可能なトイレを設置しています。新たな公衆用トイレの設置については、駐車場スペースの確保、衛生面からの維持

管理等、現時点では考えていないところです。

【大内田】本町においては、観光地までの道中が長く、辺塚の自衛隊基地もあることから辺塚、大中尾地区に必要と感じるが、設置を検討していただきたい。

【問②】閉校した学校の使用はできないか。

【町長】閉校した学校のトイレについては、屋外設置のトイレは開放も可能と考えますが、校舎内については管理体制からしまして防犯上、開放はできないと考えます。

【大内田】屋外トイレは可能であるとのことだが、校舎内についても簡単な工事で、直接外から入れるようにできるのではないか。検討いただきたい。

【財産運用課長】辺塚については、小学校の校庭のトイレは開放して使用可能であります。大中尾については、屋

外トイレがありますが、校庭より奥の方にあり分かりづらいですが使用可能であると考えます。しかし、閉校後の学校については、いたずら等の鍵の破損等ができており、防犯上の問題をクリアしなければならぬと考えます。そのようなことも考慮しますと、現時点では校舎内の開放については難しいところだと思います。

【大内田】トイレ等の案内板等も設置し、観光をPRするうえで特に注意を払い、このような点も検討いただきました。

道路（町道）の改良工事について

【問①】古殿から錦江町へ通じる道路について、曲線道路で危険箇所であるが、改良工事はできないか。

【町長】これまで側溝蓋版の設置や交差部分の開削など

の改修を行い、危険箇所の緩和に努めてきました。現在のところ改良工事等の計画はありませんが、日頃の道路清掃や施設点検などに努め、今後の交通量の増加などに注意し、改修の規模や時期などを考えたいと思います。

【大内田】非常にカーブが大きく、走りにくいと思われるが、年次的にカーブをカットして緩和できないか。また、カーブミラーの設置はできないのか。

【建設課長】部分的な開削等をやりながら危険解消には努めてきているところです。また、カーブミラーについては、既存の数で足りないようであれば、再度現場確認を行い必要な対応をしたいと考えます。

【大内田】できればカーブミラーは一時的な対応と考えて、安全、安心な町づくりという面から、住民の方々の通勤道路にもなっているようです。一日でも早い改良工

事をぜひしていただきたい。

【町長】この改良の部分では、早急に全部という訳にはいきませんが、部分的な改良という方法で徐々にしていければと考えています。

法面の改良舗装について

【問①】町道等について、一部法面保護施工をされている所もあるが、全線法面保護施工はできないか。

【町長】法面保護施工は、規模や状況等により施工種類も異なり、また全面となりますとそれなりの経費が必要となりますので、町道維持管理に必要であるか検討の上、部分的に対処したいと考えます。

【大内田】それであれば、主要な交通量の多い箇所ならできるのか。古殿の錦江町へ抜ける道路を早急に対応していただきたい。また、南大隅高校の西側が大型ダン

も通るので、高校側とも協議していただき対応できないか。

【建設課長】場合によっては法面保護施工ではなく路肩補修という方法もありますので、その現場を十分確認し、路肩なのか法面なのかを検討しながら、必要に応じて対応させていただきます。また、南大隅高校の西側についてはおそらく用水路にもなっているのではないかと考えられますので、両根占土地改良区とも連携をとりながら今後、検討していきたいと考えます。

【大内田】ぜひ、前向きに検討し実行していただきたい。



「法面保護施工の一例」



大塚成章 議員

子ども議会の実施について

【問①】町内小中学生を対象とした子ども議会の実施は考えられないか。

【教育長】本件については、大変意義ある、すばらしい効果のあるものと理解しています。しかしながら、現在学校では週5日制が導入され、特別に創意ある時間、総合的学習時間というものが週1時間もない現状となっています。そのような時間的な厳しい状況もありますので、実施については関係機関との連携、調整を図り判断していきたいと考えます。

【大塚】良いことは多少の犠牲を払ってでも実施していた

いただきたい。7年後の東京オリンピック開催時には、今の小学生が20歳前後となり、さまざまな経験を積ませ、語学力の強化など育てていかなければならない。ぜひ、各関係機関と協議し、実施していただきたい。

町有地の有効活用について

【問①】さたでいランドの管理は、どのようにされているのか。

【町長】現在、指定管理者である合同会社「岬」が管理運営を行っています。敷地面積が12ヘクタールと広大な施設であり、利用施設周辺は定期的な除草、清掃により管理されていますが、遊具施設周辺は進入禁止措置等により対応され、十分な管理がなされていないところです。今後については、佐多岬再開発に伴い佐多岬周辺整備事業と

して検討していく方向です。

【大塚】先日、訪れた際にはレストラン周辺はきれいに管理されていたが、南側の入り口の管理棟やトイレ、遊具施設等については使用不能となっており、管理の届かない箇所が見受けられた。本町の観光施設として、管理の徹底をされたい。

【問②】さたでいランドや野尻野の町有地に太陽光発電の設置は考えられないか。

【町長】町有地の有効活用については、積極的に取り組んでいるところであります。再生可能エネルギーの太陽光発電は数社から問い合わせがあったところですが、設置場所から高圧線があるところまで送電施設を設置者が建設しなければならず、莫大な費用が必要となることから断念されています。さたでいランドについては佐多岬開発、佐多岬周辺整

備として検討していく方向であり、また、野尻野町有地については風力発電施設の点検・修理等で大型クレーンを搬入する場合があるとのこと、いずれも設置は難しいと考えています。

【大塚】自主財源の厳しい現状であり、財源確保のひとつとならないか。さたでいランドについては、佐多岬再開発の一環として検討されることだが、野尻野の町有地については莫大な土地があり、日照りも良く太陽光発電に適していると感じる。野尻野への設置は考えられないか、再度伺う。

【財産運用課長】野尻野の10号機風車地点に2千㎡ほど土地がありますが、そのうち約4百㎡をウインドファームに貸し付けている現状であります。また、先ほど町長の答弁でありましたように修理等により大型クレーン等の搬入が懸念されるため難しいと考えます。

養殖生け簀の設置について

【大塚】その他に町有地で運用できる場所がないかなど、再度検討していただきたい。

【問①】周辺自治会の了承はできているのか。

【町長】ねじめ漁協の漁業権取得に伴う養殖いけす増設に関する事案ですが、8月21日にねじめ漁協主催で、また、8月30日に鹿児島県主催による地域住民説明会が開催され、関係する宮田地区6自治会ほか町内から延べ93名、漁業関係者延べ86名の参加があり概要の説明が行われました。

周辺自治会の全てに参加を呼び掛けており、概要についてはご理解いただいているものと思います。

【大塚】この生け簀の話が行政側に出されたのは3月で意見書提出が5月2日付と

のことだが、地元住民の意見を聞いて出したのか伺う。

【経済課長】この意見書は漁業法に基づくものであり、この中で公益上の支障については限定されています。ここでの公益とは、漁業法第39条に例示する船舶の航行を指し、停泊・係留等に限定をされており、その内容について公益上支障がないという旨の意見書を県へ提出しています。この意見書の提出については、地域住民の了解同意を得なければならぬという法令はございません。

【大塚】このような話が来た場合は地元住民の意見が大事ではないのか。また、議会への報告があったのも8月であり、まだ早い報告が必要ではなかったのか。住民説明会についても早い段階で行い、納得を得た上で設置していただきたい。

【経済課長】経過を申し上げますと、3月に行政側とし

ても確認をしましたが、漁協と鹿児島県との間で申請、やり取りがされたのが4月。その後、6月のねじめ漁協の総会において、組合員3分の2以上の同意を得て議決し、正式に県へ申請をされたようです。細部については決定後に申請を行い、その後協議を行いながら地域説明会という段階を踏んだところ です。

【大塚】それであれば地元の理解を得たということか。

【経済課長】今回の、この漁業権の行使許可については、地元の同意という部分とは全く別のものであります。海区漁業調整委員会の諮問が数回され、答申がなされ、公聴会を開かれた上で判断されたことであります。地域住民の方々については、説明会を2回開催し、説明だけでなく質疑も多々お受けいたしました。その中、ねじめ漁協の組合長が地域の方々に迷惑をかけな

いよう、できる限り地域と漁協が共存し、町の活性化を図りたいとのこと、ご意見、ご要望があった場合は窓口をねじめ漁協とするので連絡をくださいと申されました。その後、現在まで連絡等はないとのことあります。

【大塚】地元住民は、県へ陳情に行くなど、それだけ心配している。私もこの生け簀に反対しているわけではないが、海の汚染を心配している。

【問②】大浜海水浴場に影響はないのか。

【町長】ねじめ漁協では今まで20年以上にわたる養殖生け簀設置実績でも、エサ油等による海水汚染や沿岸等への影響はございません。鹿児島県による説明でも、錦江湾には3千5百台ほどの養殖生け簀が設置されていますが、養殖技術の改善等により影響はなく、大浜

海水浴場についても影響はないとの説明があったところです。また、年2回の水質検査報告も義務付けられております。

【大塚】この素晴らしい海岸を守りたい。水質検査等、できる限りの対策をとり、汚染されないよう努めていただきたい。



「大浜海水浴場」

一般質問については、要旨のみ掲載しています。尚、会議の詳細については閲覧もできます。

10月会議の議決内容

契約

▼消防ポンプ車(CD-1型)購入契約の締結について

【契約内容】

1. 目的 消防ポンプ車 (CD-1型) 購入
2. 方法 指名競争入札
3. 金額 ￥19,528,408 -
4. 相手 鹿児島市南林寺町 (株)鹿児島消防防災

予算

▼一般会計補正予算(第7号)について

○補正額 197,800 千円

○補正後の総額 6,141,172 千円

※主として雄川の滝周辺と佐多岬第2駐車場周辺土地購入費、町道川内線改良舗装事業に要する経費等の計上であり、歳入については町債を計上したものです。

陳情報告

▼「上之原台地の畜産農家への町水道使用許可のお願い」に係る教育産業委員会委員長報告

9月会議において教育産業委員会へ付託されたもので、去る9月18日と30日に担当部所の経済課・建設課から状況説明や現地調査の委員会を開催し、その結果、上之原畑かん組合の畜産農家の振興を図るため、町水道の水源を活用した施設整備と水の供給が必要であることから、本陳情は採択とすべきであると全委員の意見の一致をみたものであります。

よって、陳情第2号「上之原台地の畜産農家への町水道使用許可のお願い」は採択と決定しました。配水事業の改善に向け取り組みよう要望し、報告いたします。(二部抜粋)

11月会議の議決内容

予算

▼一般会計補正予算(第8号)の承認について

○補正額 8,500 千円

○補正後の総額 6,149,672 千円

※歳出予算にねじめ温泉ネッピー館の老朽化に伴うボイラーの修繕料及び備品購入費の計上をし、歳入予算に普通交付税を計上したものです。



「ねじめ温泉ネッピー館」

議会報告会での意見・要望を執行部へ提出

6月に開催した議会報告会では出された意見・要望について、各委員会等で審議、集約等を行い、森田俊彦町長・山崎洋一教育長へ提出しました。

町執行部へ提出することにより、行政へ町民の声が届き、より住みよい町づくりにへと前進していきます。



「森田町長へ提出」



「山崎教育長へ提出」

委員会等所管事務調査

【総務民生常任委員会】

▼平成 25 年 8 月 19 日に志布志市・曾於市において学校等跡地活用調査を行いました。学校跡地が子育て世代を支援する保育園、児童クラブ、文化芸能練習所として利用され地域活性化につながり、また、太陽光発電ソーラー事業や企業のコールセンターなど、利用団体の公募等により有効活用を進められており、本町も南大隅町学校跡地施設活用方針に沿った有効活用のため、積極的な取り組みが必要であると報告いたしました。

▼平成 25 年 11 月 22 日に町内において、交通安全施設等調査を行いました。カーブミラーやガードレールなどが必要とされる現場の確認を行い、設置について担当課と協議、検討し、その結果を町長へ報告いたしました。

【教育産業常任委員会】

▼平成 25 年 9 月 18 日・30 日に『上之原台地の畜産農家への町水道使用許可のお願い』陳情付託案件の現地調査を行いました。(結果は前ページに掲載)

▼平成 25 年 11 月 20 日・21 日に伊佐市・始良市において鳥獣害対策状況調査を行いました。国の鳥獣被害防止総合対策交付金や県単事業を活用した地域ぐるみの電気柵によるシカの侵入防止の取り組みや、集落住民による集落環境点検「環境改善の活動計画」作成等の内容を調査いたしました。



「調査の様子」

肝属郡町村議会議長会議員大会
研修会に参加

10 月 25 日、東串良町において肝属郡町村議会議長会主催の議員大会・研修会が開催され、「地域高規格道路(大隅縦貫道)の早期完成に関する決議書」の大会決議を採択しました。

また、鹿児島県町村議会議長会三原講師の「住民の期待に応える議会についての一考察」をテーマとした研修会が行われ、議会のあり方について研修しました。



「議員大会」

議会の用語

議会だよりには、さまざまな議会用語が使用されています。今回は、本年 4 月より「通年議会」となったことにより変更が生じた「定例会」「臨時会」について簡単に掲載させていただきます。

●今まで定例会として一年度間に 6 月・9 月・12 月・3 月の 4 回の「定例会」が行われ、また、必要がある場合、臨時的に「臨時会」が開催されてきました。

しかし、通年(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日)を会期とすることから、「定例会」「臨時会」の用語は使用せず、例えば「6 月定例会」と呼んでいたものを「6 月会議」と呼ぶこととなりました。

今回、議会だよりをご覧いただいた方より、ご意見・ご質問をいただきましたので掲載させていただきます。

●議会の傍聴について

12 月会議においては、**佐多支所議会議場**で開催される予定です。

例規に基づき傍聴席への入場は先着順の対応とさせていただきます。

なお、詳しい内容については、議会事務局までお問い合わせください。

議会を傍聴してみませんか！

議会は、3 月・6 月・9 月・12 月を定例会として、その他必要に応じて開かれる会議があります。傍聴にはお気軽にお越しください。

日程等詳しいことは、議会事務局(Tel 24-3141)までお問い合わせください。